

計

飛行機數	約	一八五中隊
別に海軍に屬するもの	約	四、五〇〇機(内第一線機數約二、〇〇〇)
氣球數	約	二五〇機
人員	約	二四
將校	約	二、二〇〇
下士官兵	約	三七、七〇〇

2 豫備役空中勤務者

佛國は戰時空軍の膨脹を豫見して地方に航空團なるものを組織し、豫備役空中勤務者の養成及連絡勤務者一部の充當に資せんと企圖するの外、平時航空輸送會社に勤務する空中勤務者、政府補助操縦學校及民間操縦學校に勤務する操縦士並飛行機製作工場に勤務する操縦士は、其年齢及訓練の如何に關せず、其現職にある間及離職後一箇年間は陸上航空部隊内に籍を置くべきことを規定してゐる。

三、民用航空

佛國民用航空の創設は概ね一九二〇年頃にして、同年に於ける營業成績は航空路長五千六百杆、輸送距離十五萬杆、輸送人員一千四百人なりしが、其後政府の保護獎勵と當事者の努力とに依て顯著なる發達を遂げ、一九三三年度に於ては航空路長三萬八千杆、輸送距離一千萬杆、輸送人員四萬人に達

した。而して當初は自由競争に委せる爲五社鼎立して營業してゐたが、一九三三年六月以降之を「エリヤ・ユニオン」一社に統一し、其監督は航空省民間航空局之に當り、器材、飛行場、飛行の安全等の諸問題には空軍のものと合せ省内外専門機關之を掌つてゐる。
又近時戰時の要求を顧慮し、軍用機として採用せられたものに所要の改造を加へ平時輸送機として使用するの傾向がある。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

佛國が化學戰準備の必要を認めあるは、「フオッシュユ」元帥の「毒瓦斯の使用を禁じ得るものとせば戰爭勃發をも禁止し得べきなり」との言に徴するも明である。唯、目下航空兵力の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の經費を支出し能はざるの状況にあるが如きも、其防護法の訓練は徹底的に實施して居る。

二、施設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、教育等を陸軍に依託して居る。

- 1 陸軍省軍用化學課—オーベルピリエー試驗所
 - 研究部
 - 製造部
 - 習所
 - 瓦斯教導部

- 防護法及攻撃的用法の試験・研究及教育に任ず。
- 瓦斯防護材料監査部
- 防毒具の整備、検査並關係將校、下士の教育に任ず。
- 右の外化學戰委員會(内規的のもの)により、化學戰に關する一般の方針を定め、其實施を指導統制す。

第六節 國家總動員施設

一、施設

國家總動員に關する最高の諮詢機關として高等國防會議を設け、首相を議長、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、公業、植民の各大臣を議員とし、陸海軍高等軍事會議の各副議長をも參列せしめることになつて居る。

尙高等國防會議に必要な資料を提供し且其審議せる事項の實行を促進する爲、各省の代表者、參謀本部長及第一次部長並海軍省の之に相當する者より成る**研究委員會**を、又上記兩機關の討議に附すべき問題を蒐集整理し、高等國防會議の意見に基く政府の決議事項を關係官廳に通告し、且其實施を監察せしむる爲、文武官より成る**常置書記局**を設け、且平戰兩時を通じ軍事、經濟及行政の三要素を調和し利便且合理的なる方法に依り生産、取引等に最大の能力を發揮せしむる爲、新に全國を若干の**國家總動員管區**に區分し、所要の機關を配するの目論見をも立てられて居る。

二、法規

國家總動員の爲の基礎的法典としては、一九二四年政府より國家動員法案を議會に提出し下院に於て可決せられ、一九二八年上院に於て一部改正の後更に下院に回附せられたが、政府の頻々たる更迭其他の事情に災せられて審議遅延せしが、獨逸の再軍備宣言、「ライン」武装地帯の占據等に依る國際情勢の一變は、國防當局をして本法案の急速審議の必要を感じしめ、一九三五年六月政府は一新法律案として改めて議會下院に提出したが、陸軍委員會の審議のみに終り未だ實現の運に至らざるも早晩成立を豫想されて居る。但法案規定の事項は必要に従ひ便宜の方法を以て著々實行の歩を進めつゝあるのである。

該法案は全文五篇五十七條より成り人員及資源の使用、戰爭指導及政府業務の運行、戰時に於ける經濟組織等の大綱に關し必要な事項を遍く規定して居る。

第七節 陸軍及航空豫算

最近六年間に於ける豫算總額と陸軍豫算及空軍の豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	航 空 豫 算
一九三一—三二年度	約 五〇、一四五、二〇〇 <small>千法</small>	約 六、四九〇、六〇〇 <small>千法</small>	約 二、二六二、〇〇〇 <small>千法</small>
一九三二年度	約 四一、〇九七、五〇〇	約 五、二二八、七〇〇	約 一、八二六、〇〇〇

一九三三年度	約 五〇、四八六、七〇〇	約 六、〇八〇、八〇〇	約 一、九九六、〇〇〇
一九三四年度	約 五〇、一六二、五〇〇	約 五、九四六、七〇〇	約 一、六五四、〇〇〇
一九三五年度	約 四七、八一七、〇〇〇	約 五、六五六、五〇〇	約 一、四五〇、五〇〇
一九三六年度	約 四〇、三〇六、八〇〇	約 四、三七〇、八〇〇	九一三、六〇〇
一九三七年度	約 四八、二八一、一〇〇	約 五、八五七、二〇〇	一、二一九、九〇〇

備 佛國の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日に至るものなりしが、一九三三年度以降一月より十二月に至ることに改訂せられた。從て、其變換期たる一九三二年度は一九三二年四月一日より同年十二月に至る九箇月分のものである。

佛國豫算を觀察するに方りては、豫算總額の内に尨大なる國債費の存在せること、植民地軍事豫算が植民省豫算に計上されあるを忘れてはならない。從て陸軍豫算(空軍陸上部隊を含む)の豫算總額に對する比率の多少を以て、直に他國の夫れと比較するは正當でない。又佛國は一九三〇年より國境要塞費として今日まで約五十億法の巨費を支出して居る。

尙一九三七年度豫算を見るに、國防費は經常費、臨時費、特別會計等を合し二百八億三千九百萬法に及び、總豫算の二九%となり、又二月一般豫算の外に百九十億法の四ヶ年繼續國防充實費議會を通過し、軍備充實に拍車をかけた。

第七章 獨國

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

「ヴェルサイユ」平和條約の桎梏下に徹底的軍備制限を甘受せしめられた獨逸は、其平等權を恢復し、再び榮光ある祖國たらしむべく全幅の努力を傾注して來た。然るに現状維持の殿堂たる國際聯盟は、漸く一九三二年十二月に至り原則的承認のみを與へたに止まり、實質的に容認する態度を表明しなかつた。是に於て平和條約改訂を黨の根本是とする「ヒットラー」政權は、「各國軍備の一般的制限の企圖を實現せしむる爲」の第一歩として獨逸に軍備制限を受諾せしめたにも拘はらず、戰勝國が自己のみ高度軍備を擁し且益々之を擴充しあるは甚だ不當なりとして、遂に一九三三年十月軍縮會議及國際聯盟より脱退を敢行した。之が爲佛國は多大の刺戟を受け對獨「ブロック」の強化に狂奔したが、獨逸も亦回廊問題を廻つて多年犬猿の間柄に在つた波蘭と十年間の不戰條約締結に成功して包圍陣に虚隙を生ぜしめ、獨逸兩國の關係は益々緊密化する傾向にある。尙歐洲に於ける對共產主義障壁を以て任する獨逸現政權は蘇聯邦と相容れず、從て獨蘇間の往年の交友關係は今や認むべくもない。

獨伊兩國は共に現状打破の急先鋒にして、獨逸は逸早く伊太利の「エチオピア」併合を承認し、昨秋國外不出の「ムツソリーニ」の訪獨により、兩國の關係は著しく緊密を加ふると共に、獨逸關係に對し伊

太利の讓歩が傳へられ、獨逸の中歐に於ける勢力は漸次強固となるに至つた。

英獨關係は依然として機微の間に置かれありと雖、歐洲の現状維持を以て大方針とする英國は必死の勢を以て、勃興の意氣に燃えつゝある獨逸に對し、一步を誤れば大變亂を惹起することあるを虞れ、其現状打壞運動に對し寧ろ實質的に默認の態度にある。殊に獨伊の接近並に日獨伊防共陣の成立は、英國の神經を惱ますこと甚だしく、老獪なる英國の對獨接近すら豫想せらるゝ情勢にある。

之を要するに獨逸は臥薪十數年、此間有ゆる努力を以て國力の恢復に専念し、潛行的手段に依つて逐年準備を進めつゝあつたが、遂に一九三五年再軍備を宣言し、不平等待遇の脱逸に第一步を印し、爾來著々として軍備を充實し、所謂「力の外交」を以て國力の恢復に邁進しつゝある。

惟ふに歐洲大戰後力の背景を有せざる外交が如何に慘めなものを深刻に體驗せる獨逸は、今日歐洲に於て機微複雑なる國際關係は單なる口頭文書外交のみに依存すべく餘りに切實である爲、其國防に對する關心を愈々深刻ならしめて居る。

二、再軍備宣言と軍備方針

獨逸に於ては特に「ヒットラー」政權出現以來秘密軍備の整備に邁進し、殊に聯盟脱退準備工作としての軍備建設は公然の秘密として白熱化し、英佛を刺戟すること大であつたが、果然一九三五年三月十日先づ瀕踏みとして軍事航空の整備を聲明し、越えて十六日平和條約第五篇軍事條項の一方廢棄の爆彈宣言を以て歐洲の天地を震撼せしめた。暗雲低迷、一觸即發とも見えた歐洲國際情勢も既成事實を背景とする再軍備宣言を如何ともする能はず、有耶無耶の内に之を承認した形となつてしまつた。

今や獨逸は財政上の困難にも拘らず毅然として一路再軍備の完成に向つて邁進に邁進を重ね、國民も亦萬幅の信頼を捧げて軍民偕調の再軍備行進曲は力強く奏でられて居るのである。

現下「ヒットラー」政權は宿命の敵佛國とは寧ろ和協的態度に出で、一途に不倶戴天の敵たる共產蘇聯邦に對し全力を注いでゐる。唯強國に包圍せられてゐる獨逸としては、少くも二正面戰線に對應し得るの覺悟で準備を必要とするであらうが、多年平和條約の羈絆によつて兵力の蓄積と重要兵器の保有を禁止せられて來た獨逸としては、概ね左記の如き諸點に著意しつゝ、先づ如何なる國の侵入をも許さざる軍備を再建し、次で攻勢作戰に堪ゆる大陸軍の完成を期して居ると察せられる。

- 1 將來戰に於ける空軍の價値を重大視し軍の建設の重點を空軍に置く。
- 2 舊國防軍を基幹として兵力の量的大増加を策す。
- 3 三軍の運用を齊整適確ならしむる爲統帥を統一す。
- 4 列強の粹を集め斬新なる編制裝備を採用す。
- 5 國家諸機構を戰時體制として以て國家全體の國防力を擴充す。

右の外最近に至り一九三七年以降に於て、既定計畫の外に陸空軍を更に擴大し歐洲最強の國軍建設を企圖し、又「ライン」地帯には「ロカルノ」條約破棄以來築城を實施中にして、一九三六年中には全線に亘り其骨幹を築造せられた様である。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

一八一四年九月一般兵役義務法が「フリードリヒ・ウイルヘルム三世」によつて發布されて以來百有餘年、獨逸は徵兵制を以て兵役制度の根本として來たが、「ヴェルサイユ」條約に依つて十二年在營の志願兵制度を強要されたのである。然るに再軍備宣言に基き昭和十年五月二十一日新兵役法公布せられ本來の舊態に復した。本法に依れば、兵役は獨逸國民の名譽勤務であつて、男子は總て兵役義務に服し、戦時には女子も亦兵役義務を超越して祖國奉仕の義務がある。國防軍は武力擔當者で獨逸國民の軍人的訓練所とし、且空軍を創設して陸・海・空の三軍より成ることとなつた。服役義務は滿十八歳から滿四十五歳の次の三月三十一日迄であるが、國防大臣は戦時及非常時に方り其の範圍を擴大し得る。兵役は現役及在郷兵役(豫備役、後備役、補充兵役を總稱す)の二種とし、別に兵役義務の擴大に依り召集された四十五歳以上の者は國民兵役とする。總統兼宰相は現役年限決定の權能を有し、差當り「國防軍三軍に於ける現役服役年限は齊しく一年」と定めてゐたが、一九三六年七月之を二箇年に延長した。兵役年限左の如し。

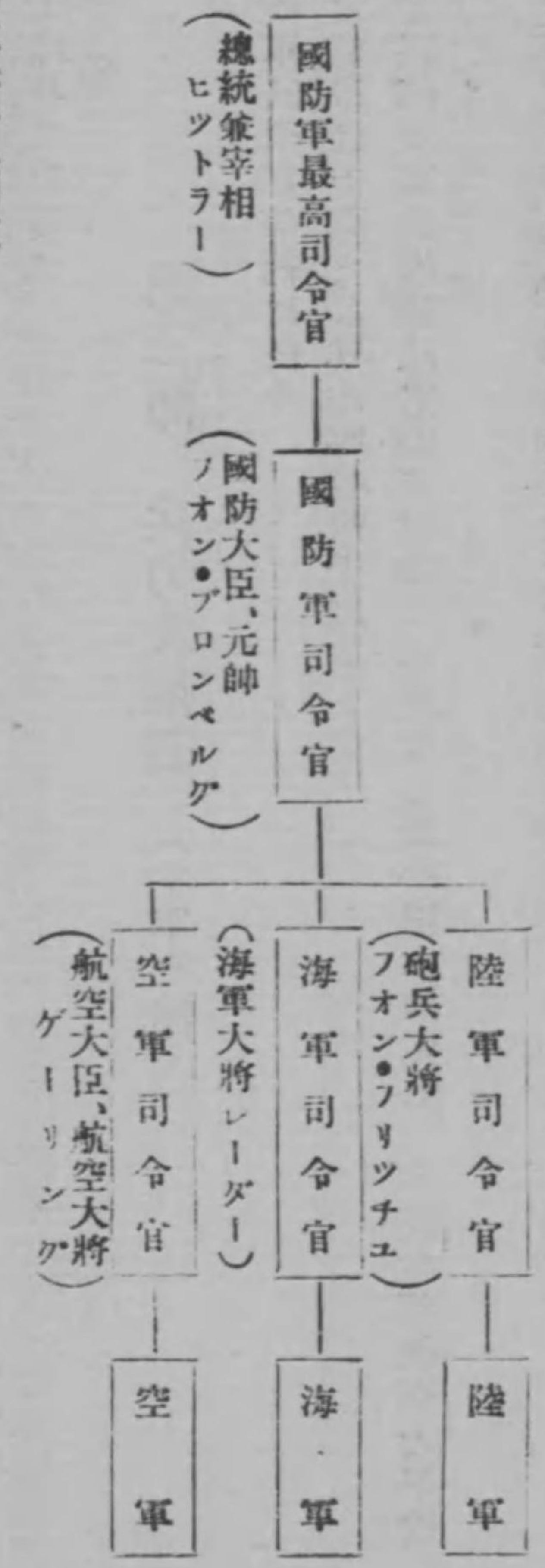
- 現役 滿二十歳にて徵集
 - 豫備役 現役終了後滿三十五歳迄
 - 補充兵役 徵集せられざる者滿三十五歳迄
 - 後備役 豫備役、補充兵役終了後滿四十五歳迄
- 現在の兵役年限左の如し。

- 陸軍 一般徵兵 二年
- 陸軍 志願兵 二年服役し得
- 空軍 地上勤務兵、通信及高射砲隊兵 二年
- 空軍 空軍兵(志願兵) 四年

二、軍の構成

1 國防軍

國防軍は既述の如く陸・海・空の三軍より成り、中央集權を確立し、總統「ヒットラー」統帥權を擴張する。今統帥關係を圖示すれば左の通りである。



2 軍隊類似團體 突擊隊、親衛隊

列國陸軍概觀 獨 國

共に「ナチス」黨團體で、政治軍隊たると同時に豫備軍を成形する。殊に今後除隊兵を編入することになつたから、益々威力を加へた在郷軍隊と成るわけである。現在其兵力は兩者を合して百萬に近いと云はれてゐる。

第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

獨國陸軍は平和條約に依り

- 1 常備軍は十萬とし其内將校四千以下とす。
- 2 參謀部及軍政機關は常備軍維持に必要な最小限に限定し、參謀本部陸軍大學校は之を廢止すること。

3 兵器・器材の種類・數の制限により軍用飛行機・戰車・重砲等の保有禁止。

一九三五年三月十六日附「國防軍建設ニ關スル法律」に依つて獨逸國平時陸軍は警察隊を包含し、之

を十二箇軍團、三十六箇師團に編成し、其兵力は五十五萬とする計畫に著手したが、既に一九三六年其編制は完結した様である。

編制・裝備上にも新機軸を出すに腐心した跡が窺はれるが、機械化に依る機動力増大と砲兵力擴充に依る火力増大とは注目に値するものがある。

又從來の國防省軍務局を改編し「陸軍參謀本部」を設置し、陸軍大學校も閉校された。

尙優秀な陸海空軍大學校卒業者を收容する國防軍大學が創設せられ、總戰爭指導を研究することになつたのは陸・海・空軍統帥の三位一體認識の具體化として著目を要する。

編制の概要は次の通りである。

軍團(十二)	
步兵師團	三六
機械化師團	三
獨立騎兵旅團	一
山地狙撃旅團	一
獨立機關銃大隊	十二
其 他	

右正規軍の外に突撃隊、親衛隊の兵力約百萬を有してゐることは前に述べた所である。

第四節 航空

一、空軍

再軍備工作の先陣を承つたものは、高度に發達せる民用航空を基礎とする空軍建設で、軍事條項廢棄宣言の際既に概ね整備を了して居た。空軍司令官たる「ゲーリング」の「獨逸空軍は如何なる國の侵入をも防止し得る程度に達して居る」旨の聲明に依るも其充實振を察することが出来る。保有機數の

發表は無いが約二千五百機を有するとも稱せられ、少くも現在二千機以上を保有してゐることは略、確實である。「ヒットラー」政權の發表する所に依れば、將來六千機を目標に擴張を續けると謂ふ。空軍は飛行隊、高射砲隊、航空通信隊等より成り、全國を六空軍管區に區分し、「キール」空軍管區司令部に屬するものは海軍協同部隊である。猶「ゲーリング」が空軍司令官と航空大臣とを兼任して居るのは統制及運用上注目し價する。

二、民用航空の一般施設

航空に關する最高官廳として一九三三年五月航空省新設せられ、航空・防空・氣象の業務を統制し、一九三四年には航空大臣の隷下に六個の軍航空管區司令部を設置し、民用航空をも管轄し、更に其下に十五航空事務局を設置し、夫々の地方の航空事務管理に任せしめて居る。

航空諮問機關には航空諮問會及航空審議會の二者があり、航空工業の保護獎勵の爲に政府は多額の補助を與へ、又私的機關として獨逸航空工業聯盟があつて、參加會社百餘を擁し、航空省の指導下に此等を統制し、且航空機及航空技術の對外進出を圖つて居る。操縦士養成機關には政府より補助金の交付を受けて専ら職業的操縦士の養成に任ずる獨逸交通飛行學校及「スポーツ」飛行家の養成に任ずる私立飛行學校の二種があり、尙獨逸「スポーツ」飛行協會は「スポーツ」飛行學校を創立し操縦士養成に當つて居る。其他飛行船及「グライダー」操縦者の養成機關もあり、獨逸に於ける航空熱の普及は全く素晴らしいものがある。

操縦士約七千五百（一九三四年五月現在）、機數約一千五百（一九三四年五月現在）、各種飛行場合計

約二百五十八であるが、何れも其後著るしく増加せるものと察せられる。例へば民間機數の如き塊國筋の發表に従へば一九七八機（内空輸機二二五機）に増加して居る。尙防空に力を注ぎ、防空團及其支部十五が民間防空を擔任し、防空學校、婦人防空學校等を設立し、防空思想と施設の徹底とを圖つて居る。

三、航空輸送と其海外發展

獨逸航空輸送は一九一九年に開始せられたが、其後一九二六年に至り國內の競争を避け資本を集めて外國の空輸會社に對抗せんが爲、統一して「ルフトハンザ」航空輸送會社を創立し、政府の指導補助と相俟ち著々實績を擧げ航空路を國外に伸展して居る。同社は一九三四年十二月末現在に於て飛行機百六十二機乗務員三百二十七名を擁し、歐洲線（國內線、國際線）海外線（南米線、北米線、歐亞航空公司の經營する支那線）に目覚ましい活躍をして居る。其一九三四年に於ける營業成績は飛行距離約一五七五萬軒、輸送旅客數約一七萬八千人である。一九三六年は未だ公表せられず、正確なる數字はわからないが、更に大飛躍を遂げてゐることは間違ない。

南米線に於ては「ウエストフアレン」號及「シュワーベンランド」號の二船を改造して洋上中繼船に使用し、北米線に於ては定期船の前後に射出飛行に依る連絡を行つて居る。一昨年度の歐洲線に於ける事故は僅かに二回で死者は無く、又南米線に於て昨年七月迄に八十八回の大洋飛行を行ひ不時著一機を出したのみで其安全率の大なるは嘆賞に價する。尙「ツェッペリン」伯號飛行船は一昨年九月を以て第百回の大西洋横斷を七年間無事故の記録を以て終了したが、夫迄の成績を見るに實に飛行距離約

百二十五萬軒、輸送旅客數一萬一千五百、荷物郵便物八萬近に達して居る。

一七六

四、航空豫算

一九三四—三五年航空豫算は約二億一千萬馬克で前年度の三倍に達して居る。一九三五—三六年度以降豫算は空軍整備の結果飛躍的に増加して居ること、推察されるが、公表せられざる爲確たる數字は不明である。

第五節 化學戰準備施設

獨逸は一九一九年一月以來「ヴェルサイユ」條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戰中の諸施設は破壊されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものあるを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造すること容易である。且現在に於ても秘密裡に研究を繼續しあることは明にして殊に防護法に就ては工場衛生に關聯し「アウエル」、「ドレーガー」等世界著名の防毒面會社を有し、軍隊、消防隊は勿論、市民に對しても其訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、戦用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬、鳩に至る迄防毒具を備へて居る。近時各所に瓦斯防護學校の設立を見、又政府は化學戰を準備する技術化學學會維持費に莫大なる經費を支出して居るやうである。

第六節 國家總動員施設

國家總動員に關する詳細は一般に不明である。蓋し平和條約に依り公然の施設を有し得ぬが爲である。併し、國防省兵器局が極めて老成なる組織をなし、國家總動員準備を擔任しあるは事實なるものゝ如く、殊に現内閣成立以來各種の國家的統制を行ひあるを以て、此方面に數歩を進めたることは明白である。

從來、民間に於て全國總動員的の統一、訓練等を屢、行ひあることは之を裏書するものであらう。

第七節 陸軍豫算

獨逸に於ては一般國費は軍事上の意義を有する國道建設の外、之を最小限に制限し、苟も使用し得る經濟力は擧げて之を國防力に集中しありて其細部は全然不明である。

第八章 伊國

第一節 概説

伊國陸軍は、世界大戦後久しく編制改正問題に悩んだが、一九二三年初之が決定を見其改正を實行した。今其陸軍軍備の方針とも目すべきものを摘記すれば左の如くである。

- 1 地中海政策遂行に十分なること。
- 2 戦争に際し機を失せず其準備を完了するに要する最少限度の人員を有すること。
- 3 動員に際し成るべく迅速に動員軍の編成集中を行ひ得ること。
- 4 動員完了迄一時國境防備に當るに十分なること。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

伊國の兵役制度は國民皆兵、義務の平等を原則とし、徴兵制度を施行して居る。其新徴兵令は一九二三年の改正に係り、其在營年限を一年半と規定されてゐるが、此在營年限を決定の経緯には、國防上の要求と社會政策上の主張と相錯綜し、可成り興味ある経過を示して居る。

在營年限變遷の経緯

大戦前各兵種共二年在營制を採用して戦役を経過し、休戦後一九一九年十一月、一度一年在營制を採用したるも遂に實施するに至らずして止んだ。次で一九二〇年四月社會黨出身「ボノミ」が陸相に就任するや、國家財政の狀態と大戦の教訓とに鑑み、最小の經費を以て最大の戦時兵員を得んが爲、在營八箇月制を定めて壯丁全部の入營を企圖し、下士學校の新設、入營前軍事豫備教育の普及、工卒、雜役勤務の免除等の施設と相俟て、武装國民の實現を圖つた。然れども軍隊の實際的勤務、平時警備に對する處置及軍事豫備教育普及の困難等實行困難の事由續發し、其都度勅令を以て數箇月の在營延期を行ひ、辛うじて軍備の缺陷を糊塗して経過し、終に翌一九二二年再び一年制に復したが、教育の困難と、戦闘力の不十分は依然たるものあり、其結果十四箇月制とするに至つた。次で一九二二年秋「ムツソリーニ」内閣の成立と共に、依然全壯丁の入營を主義とし、新に軍隊教育上の顧慮並戦闘力の保持上一年六箇月制を定め、新徴兵令の發布を見るに至つたのである。其後一九二七年八月徴兵令の一部に改正を加へ、家族の狀況に依る特殊の者に對し在營期間を短縮する恩典を與へた。然れども此恩典は一九三一年一月より實施せられたる軍事豫備教育の義務制度に依り、該教育を受けざる者には之に制限を加ふるの制とした。

二、軍の構成

伊國陸軍は、本國軍、植民地軍より成り、其他に武装的團體として其性質上殆ど陸軍軍隊と見るべきものに、護國義勇軍、税關兵團及警察隊がある。殊に護國義勇軍は、陸軍には屬せぬが、國軍の一部と認められて居る。

即ち護國義勇軍は當初は「ムツソリーニ」内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられたる謂はゞ「ムツソリーニ」の政治的私兵であつたが、一九二三年一月勅令を以て其合理的存在を與へられ、次いで漸次其任務を擴張せられて一九二四年國軍の一部を形成することとなり、其經費も亦正規軍同様國庫の負擔する所となつた。今や治安の維持、國土防空及軍事豫備教育並青少年訓練に任ずるの外、作戰軍にも直接参加し、經濟的軍備の見地よりして大なる役割を演じてゐる。該隊は滿二十一歳以上の黨員たる志願者より採用し、將校、下士、兵に區分し、軍隊組織と爲し、常時は高等司令部、聯隊本部の幹部のみを常置し、治安維持の爲出動の必要ある場合に大隊長以下を召集し、之に武器、被服を貸與して勤務に服せしめ、又教育、觀兵其他の儀式の場合に於ても同様に召集してゐる。而して義勇軍が戰場に於て幾何の能力を示すかは疑問とせられて居たが、對「エチオピア」戰に於ける黒襖衣師團の成果は、其人員の大なると相俟ち決して之が存在を無視することは出来ない。今や内政の確立と共に正規軍、黒襖衣軍を打つて一丸となし、益々純軍事的に指向せらるゝに於て愈々然りである。

尙「ムツソリーニ」首相が陸、海、空の各大臣をも兼攝するに至れるは、彼が將來國防省建設に一步を進むるの前提なりやとも見られ、彼が「ファシスト」國家完成の爲王國軍隊と護國義勇軍並「ファシスト」黨を益々緊密に融合せんとする方針に出づるものと觀測せらる。

第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

一、本國軍

列國陸軍概観 伊國

將校	約	一五、〇〇〇人
准士官以下	約	二三五、〇〇〇人
憲兵	約	五〇、〇〇〇人
計	約	三〇〇、〇〇〇人

右の兵力は、平時兵力(豫算定員)であつて、軍團十三、歩兵師團二十九、輕快師團二、自動車化師團三、アルプス旅團四に編成せられ、戦時は約六十師團を編成する計畫なりと傳へられて居る。尙、此平時兵力は季節に依り變化し、夏季に於ては約三十五萬を算し、冬季に於ては約二十萬に減する。是國境が峻峻なるアルプス山系の大障礙を以て掩はれあり、且其障礙は、冬季に於て積雪の爲に、軍隊の通過を許さざるに至るからである。

二、植民地軍

伊國人は將校以下現役及豫、後備役の志願者より採用派遣し、土人は志願者を募集する。

リビヤ	伊國人及土人約	四〇、〇〇〇
エリトリア	同右	四、〇〇〇
ソマリア	同右	四、〇〇〇
其他	約	二、〇〇〇
計	約	五〇、〇〇〇

尙ほ伊國政府は「エチオピア」征服後肅正工作の進捗に伴ひ最近植民地軍の編成を決定した。同軍は

將校三、五〇〇、兵六〇、〇〇〇より成る大部隊で、内エ民軍を十七旅團に分ち、他に機械化機關銃隊、騎兵隊等の特科隊を置く方針と傳へらる。

三、武裝團體として陸軍的色彩を帯びるもの

護國義勇軍	約	四三〇、〇〇〇 <small>(此内三八萬は常勤せず必要に際し何時たりとも召集に應ず)</small>
税關兵團	約	二六、〇〇〇
警察隊	約	一五、〇〇〇

第四節 航空

一、要旨

現首相「ムツソリーニ」は、在野當時より伊國航空界の不振を慨しつゝあつたが、一度政權を得るに及び、一九二三年航空高等委員會を設け、陸、海軍及植民地航空を統轄するの制度を立て、自ら其議長となり、次で一九二五年空軍省を設置して空軍を獨立せしめた。

二、空軍兵力

伊國空軍は一九三〇年六月末迄に平時飛行中隊一八二(約二、八〇〇機)、氣球中隊八、飛行船中隊九を整備すべき計畫にて、著々之を實行したが、豫算等の關係上、計畫を完成するに至らざりしも、英、獨空軍の擴張に刺戟せられて空軍充實を圖るに決し、一九三四年度より十二億利の豫算を以て空軍整備六箇年計畫を三箇年に實現することに變更し、特に超重爆撃機の製作に力を注ぎつゝある。

一九三七年初迄に完成の分は

イ 部隊

空軍直轄部隊	約	九〇中隊
陸軍協同隊	約	三〇中隊
海軍協同隊	約	二〇中隊
植民地軍協同隊	約	五〇中隊
計	約	一九〇中隊

ロ 飛行機

豫 第一線	約	一、五〇〇機
計	約	四〇〇機
ハ 人員	約	一、九〇〇機

將 校	約	二、三〇〇
下士官	約	二、三〇〇
兵	約	二、三〇〇
計	約	二五、九〇〇

である。

曾て伊國が航空に於て英、佛に比し著しく立後れの状況にありしに拘らず、今日既に英國等先進國

を凌駕せんとするの形勢に在りて、過般の伊「エ」紛争に際し、地中海にある英艦隊にとり、大なる脅威となつたことは吾人の大いに参考とすべき所である。

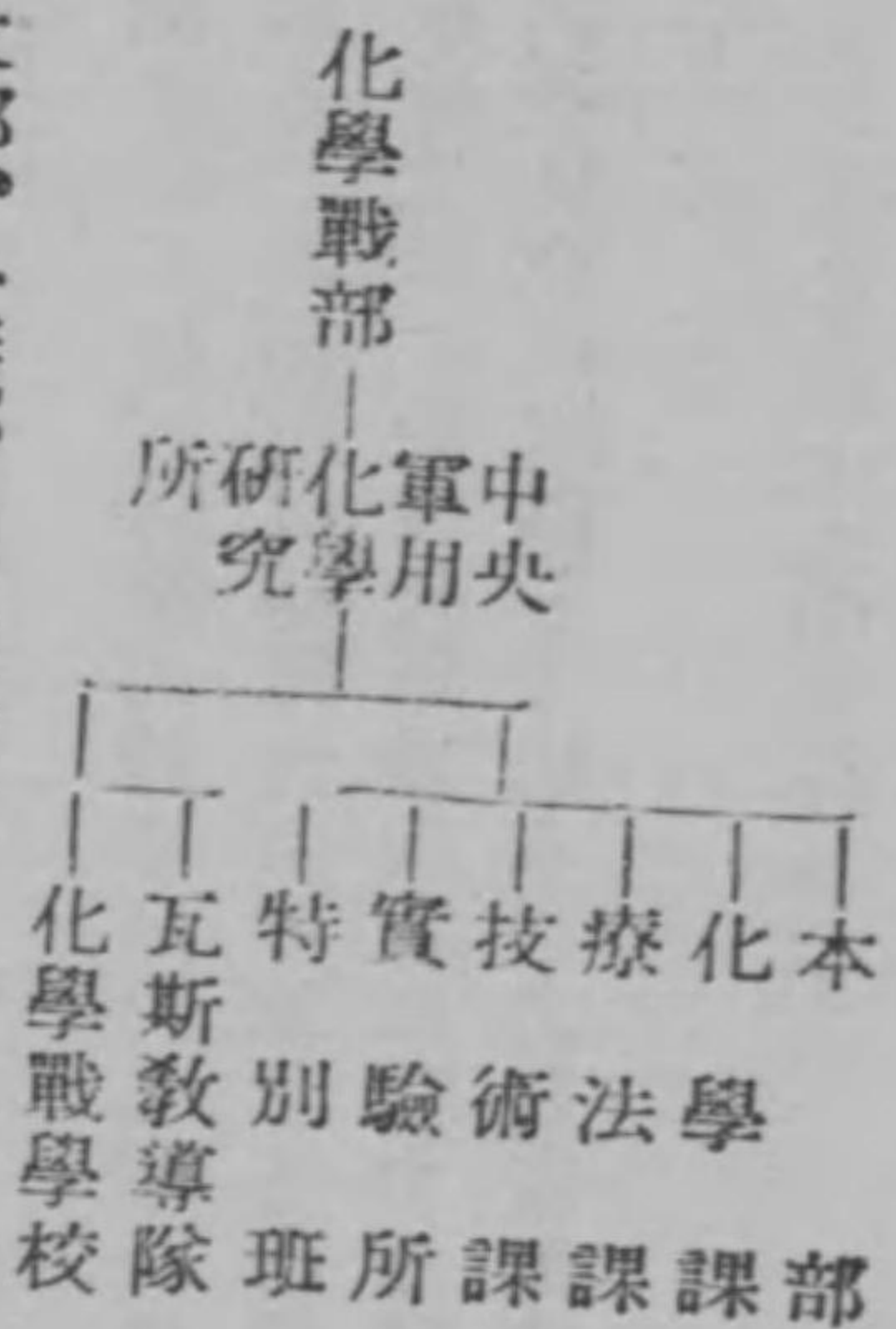
三、民用航空

伊國に於ける民用航空は、他の歐洲列強に比し、從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り其面目を一新、飛行機數四四三（一九三五年六月）、操縦士數七〇八（一九三二初）、民間飛行場數六七〇に達するに至つた。

定期航空路の延長は一九三五年に於て一五、五六一杆に達し、輸送旅客數は一九三四年度に於て約四〇、九三〇人、輸送荷物量は同年度約八八六、一七〇吨である、而して政府の定期航空事業に對する補助金は、初年度施設のものを除き、一九三六年度は七千八十万利である。

第五節 化學戰準備施設

伊國に於ては、將來に残されたる唯一の戦法は毒瓦斯に在りとの議論熾烈にして、熱心に研究を行つて居る。其施設は陸軍大臣に隸する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及瓦斯教導隊を同研究所に附屬して居る。之を表示すれば左の如くである。



尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬して醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實驗に協力すべきものとして居る。

第六節 國家總動員施設

一、施設

戰爭に必要な機關の編制準備並國家諸機關の協力上最も緊要なる諸問題を審議する爲、國防最高會議を設け、總理大臣を議長とし、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・植民・國民經濟の各省大臣及航空高等委員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々長・海軍將官會議々長・空軍總司令官・空軍經理總監も亦此會議に列席して發言し得るの制として居る。

國防最高會議は其審議事項の性質に應じ、左の諸機關中何れかを諮詢機關として利用することにな

つて居る。

- 1 軍事參議官會議
- 2 海軍將官會議
- 3 航空高等委員會
- 4 國家總動員準備委員會

國家總動員準備委員會は、國防最高會議の諮問に基いて戰爭の必要に應ずる爲國家總資源の編成、準備、利用の方法を研究する。委員長は總理大臣の奏請に依り勅命せられ、委員は參謀本部長、海軍軍令部長、空軍總司令官、空軍經理總監、伊國國立銀行頭取、國有鐵道總監、國防最高會議事務局長、各省及商船移民の委員會より出す代表者各一名、教育及經濟に關係ある大團體の代表者十一名科學、工業、農業及商業界の權威者十一名から成つて居る。

尙國防最高會議には同事務局が附屬せられて居り、總理大臣の命令に基き國防最高會議の議題を整理し、又其決議は關係各部に通報し、且之が實施の責に任ずるものである。

二、法規

國家總動員關係の法律としては、千九百二十四年政府より議會に提案し、翌年六月其協賛を経た伊國國家動員令がある。

本法律は十五箇條より成り其内容は佛國のものと同様であるが、其中主なるものを摘録すれば次の通りである。

- 1 伊國國家動員は、軍部動員と軍部外動員とに別ち、軍部外動員とは武裝團體以外の國家の全勢力を平時組織

列國陸軍概観 伊國

より戦時組織に移すを謂ふ。

2 軍部外動員實施の爲、政府は必要に應じ国防最高委員會協力の下に關係各國務省に隸屬する左の機關を設け業務を實施す。

イ、軍部及一般國民の需要に應ずる原料品輸送に關する機關。

ロ、軍需品の製造、諸原料品及製作品の蒐集、分配並官私立工場監督に任ずる機關。

ハ、軍部及一般國民に要する食糧品の蒐集、分配並官私立食糧品工場監督に任ずる機關。

ニ、内外に對する宣傳、出征軍人並歸國移民の家族の救護、戦争廢疾者の救助、戦争扶助料の支給を擔任する機關。

以上四機關の業務を適當に按配施行する爲管區を分ち、地方委員會を組織し更に之を工業、商業、救護及宣傳の小委員會に分つことが出来る。

更に一九三五年春頃の報道に依れば伊國に於ては經濟省に産業動員局を設けた。

其任務は主要次の通りと報せられて居る。

- 1 原料補給の根本計畫及軍需工業生産組織の創立並其發達を期すること。
- 2 陸海兩軍及航空諸官省と絶えず連絡をとること。

戦争規律に關する法律

一九二五年六月公布の國家總動員法に基き、更に一九三二年一月戦争規律に關する法律を公布した。該法律は動員に方りて國家内に構成せらるゝ總ての團體、兵役の義務無き總ての市民、兵役の義務あるも何等かの理由によつて事實上就役しあらざる總ての市民に對して戰闘員と同様國防に協力すべき義務を賦課せるものである。尙伊國は「ムツソリーニ」の主張せる「國家興隆の基礎は國民に軍人的訓練を附與するに在り」又「國民生活も國民教育

も外交政策も皆國防に協力すべきものなり」等の意見に基き國民の實際化に邁進し來れるが、其具體化として一九三四年十二月「軍事豫備教育法」在郷者軍事教育法」及學校に於ける軍事講座法」の三法案議會を通過し一九三五年二月一日より其實施を見るに至つた。

第七節 陸軍及空軍豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 二〇、四六四、一〇〇 <small>千利</small>	約 二、九八九、五〇〇 <small>千利</small>	約 七五二、八〇〇 <small>千利</small>
一九三二—三三年度	約 二〇、九二二、九〇〇	約 二、九八四、六〇〇	約 七五四、二〇〇
一九三三—三四年度	約 二〇、六一四、一〇〇	約 二、六二〇、六〇〇	約 六九五、九〇〇
一九三四—三五年度	約 二〇、六三六、一〇〇	約 二、五二〇、六〇〇	約 七二〇、〇〇〇
一九三五—三六年度	約 一九、六四五、六〇〇	約 二、四五九、二〇〇	約 八三九、六〇〇
一九三六—三七年度	約 二〇、二九一、五〇〇	約 二、二九一、〇〇〇	約 九七〇、三〇〇
一九三七—三八年度	約 二五、四四八、二〇〇	約 二、五一二、五六七	約 一、二七〇、〇〇〇

伊國陸軍豫算を我が國のものと比較するには、特に左の點に注意を要する。

- 1 空軍豫算と陸軍豫算は各獨立して居る。
 - 2 憲兵の行政、司法及警察執行費は内務省豫算に計上してある。
 - 3 植民地陸軍の費用は、植民省豫算に計上してある。
 - 4 護國義勇軍、税關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大藏省豫算に計上してある。
- 尙「エチオピア」遠征軍費は約八十億利に達した。

第九章 波 蘭

第一節 概 説

波蘭は東は蘇聯邦に接し、西に獨逸を控へてゐる。東隣蘇聯邦は波蘭にとつては不倶戴天の仇敵關係にあり、而も人も知る如く世界赤化を唯一の國是として軍備の充實擴張に汲々とし、又西隣獨逸は「ヴェルサイユ」條約に不服にして、國境の改訂を強調し、再軍備に關する爆彈的宣言をなして軍備の充實に餘念がない。

波蘭は此兩雄邦の間に介在し國を完うせんがためには、一切を犠牲にして専ら國防に努力せざるを得ざる状態であつて、僅々三千萬の人口を有するに過ぎぬに拘らず、二十七萬の常備軍を擁し、其陸軍費は年々國家總豫算の半近くに達してゐる。

第二節 兵役制度

徴兵制度を採用し、壯丁適齡は二十歳であつて、兵役區分左の如くである。

兵種	役種		後備役
	現	豫備	
一般兵	二箇年	一箇年	滿四十歳迄
騎兵及騎砲兵	二箇年	一箇月	滿五十歳迄

列國陸軍概観 波 蘭

第三節 兵力及編制

一九二

陸軍總兵力は約二十七萬であつて、別に軍隊に準ずべき（装備は寧ろ軍隊に勝る）國境警備隊約三萬、警察隊約三萬二千、税關監視隊約五千六百があり、陸軍は左の如く編制されて居る。

軍團管區司令部	一〇
步兵師團	三〇
騎兵師團	一（三旅團）
獨立騎兵旅團	一二
野砲兵聯隊	三〇
特種砲兵聯隊	二〇
飛行旅團	三
飛行聯隊	六
戰車聯隊	一

第四節 化學戰準備施設

波蘭は世界大戰後の新興國であるが、化學戰に關心深き蘇聯邦と獨逸との間に介在し、常に其脅威を受けてゐるので、化學戰に關する施設は小規模乍ら能く完備し、其研究、教育も亦眞摯にして、特

に國民一般に對する瓦斯防護教育に於て見るべきものがある。同國化學戰の施設は概ね次の如くである。

一 軍部の施設

陸軍省兵器局内化學戰課—軍用化學研究所—
 化學戰學校
 瓦斯教導中隊

二 民間施設

航空化學戰防護協會
 會員約四十萬、國民瓦斯防護教育用車輛（鐵道用）約一〇輛及同自動車數十輛、毎年瓦斯防護週間を設け民衆教育の普及徹底に努めてゐる。

第五節 陸軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の如くである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九三一—三二年度	二、八五六、〇〇〇 ^{千ソロチ}	九〇八、〇二五 ^{千ソロチ}
一九三二—三三年度	二、四五二、〇〇〇	八八六、五二〇
一九三三—三四年度	?	?

列國陸軍概観 波蘭

一九三

一九三四—三五年度	二、一三七、六一二	七六一、七〇〇
一九三五—三六年度	二、一三二、八六二	七六一、七〇〇

即ち陸軍豫算は國家總豫算に對し毎年三二%乃至三六%を示してゐる。陸軍豫算を特に尨大にしない體裁上、純軍隊と目すべき國家警官隊費及稅關監視隊費は、殊更内務省費或は大藏省費に算入しあるを以て、之れをも加算するときは最近四箇年の陸軍豫算は常に國家總豫算の半を占めて居る次第である。

第十章 其他の歐洲諸國

歐洲諸小國特に巴爾幹諸國は、外交的に或は小協商を組織し、或は巴爾幹協商を成形し、或は佛伊大國に結び將又大戰平和條約に依りて其軍備に制限を受けある等の狀況に在りと雖、國土相接し其國の軍備にして缺くる所あらんか直に國防上大なる脅威を受けるを以て、何れの國も皆其國力以上と思はるゝ軍備を所有し而も營々として之が改善進歩に寧日なき有様である。「ムツソリーニ」の所謂「國境の防備全からずして其國に外交なく教育なく藝術なく將又産業なし。故に外交も教育も藝術も將又産業も皆國防を基調として行はるべきものなり。」との言を如實に實行しつゝある觀がある。

一、塙國

塙國は平和條約に依て其軍備を將校以下三萬人に制限せられありしも、其後密に禁を犯して之を三萬八千に増加して居つた。一九三五年は獨逸の再軍備制限に刺戟せられて今日迄の六混成旅團を七師團と機械化師團一及飛行機三百臺に編成替へし、兵員も一躍之を七萬に増加するの計畫を立て著々之が實行中である。

塙國の八師團七萬と謂ふ兵力は固より大陸軍と謂ふこと能はざるも、其總人口六百十七萬、而も國家財政至難にして剩へ多數の武裝團體の現存する状態の下に之を觀察するときは、其國防軍増強の爲の努力推して知るべきである。

二、匈國

此國も平和條約に依り軍備の制限を受けありと雖、七混成旅團・二騎兵旅團を基幹としたものを有

し、其總兵員は人口八百六十萬に對し約三萬五千である。

三、勃國 勃國も亦平和條約に依る軍備制限國であり、其總人口六百萬に對し全兵員二萬と定められて居る。

四、其他 其他の諸國の總兵員の概數は左の如くである。参考の爲其國の總人口概數を附しておいた。

	兵員	人口
ルーマニア	二〇〇,〇〇〇人	一八,〇二五,〇〇〇人
ユーゴスラビア	一二〇,〇〇〇	一四,九五一,〇〇〇
ギリシヤ	六五,〇〇〇	六,三九四,〇〇〇
トルコ	二〇二,〇〇〇	一三,六四八,〇〇〇
チエコスロバキヤ	一七〇,〇〇〇	一四,四八〇,〇〇〇
ベルギー	一二三,五〇〇	九,四〇〇,〇〇〇
オランダ	五八,〇〇〇	八,一八三,〇〇〇
スペイン	二九,六〇〇	四,一六三,〇〇〇
リニア	一九,〇〇〇	二,四〇〇,〇〇〇
ラトヴィア	二五,〇〇〇	一,九二〇,〇〇〇
エストニア	一五,〇〇〇	一,一二〇,〇〇〇

十五萬	防空	三旅團	計	約三十六萬
	歩兵	二十師團		
	騎兵	五師團		
	遊動部隊	(内二箇師團機械化)		
	戰車部隊	三四師團餘		
	憲兵			約三萬四千

十五萬	防空	三旅團	計	約三十六萬
	歩兵	二十師團		
	騎兵	五師團		
	遊動部隊	(内二箇師團機械化)		
	戰車部隊	三四師團餘		
	憲兵			約三萬四千

日本	中華	蘇聯	米	英	佛	獨	伊	波
約二十五萬	約二百十萬 支那に 外に 約十數萬	約二百萬	約三十六萬	約四十二萬 右は法定數 に於ては は兵の實數 況に於ては 減るもの多 在るが如く 五萬の増 であるが如 く	約六十六萬	約五十五萬	約三十五萬	約二十七萬
		正規軍及民兵軍 基幹部(正規兵) 約百四十五萬	正規軍 法定數 約二十九萬八千 現在數 約十七萬一千	正規軍 約十五萬五千 外に在印度駐屯 正規兵約五萬七千	在本國軍約四十五萬 在海外軍約二十一萬	正規軍約五十五萬 軍隊類似團體約百萬	本國軍約三十萬 內憲兵約五萬	植民地軍約五萬
十七師團	二百一十一師團 騎兵十師團 砲兵八旅團	步兵正規混成約七十五師團 步兵正規兵約二十五師團	步兵九師團 騎兵三師團	英本國五師團 印度各師團は約半數宛を海外に交代派遣す 騎兵四師團 正規兵を基幹とし印度人を加ふ	騎兵二十師團 遊動部隊(內二箇師團機械化) 砲兵四師團 工兵三旅團 植民軍一七二四三師團	步兵三十六師團 機械化兵師團 獨地立機關銃 獨山機關銃	歩兵二十九師團 自動車化師團 輕快部隊 アルプス旅團	步兵三十師團 騎兵一師團 獨立騎兵旅團
	本表の外多數の土匪團あり 有し軍略の編成を其力 こし軍隊に改めざるを得 は固より算定するを得 い	本表の平時兵員中には空軍部隊のものを含む。	一、一九三六年軍備の擴張を企圖し陸軍に於ては四師團の裝備を近代化し且其部隊の改善に着手した。二、別軍に空軍兵力七萬を有す。一九三九年には現役操縱者千七百餘名を突破す。三、海外自治領及植民地に於ける兵力約十四萬九千。四、新西蘭約三萬八千。五、南印度洋約三萬八千。六、愛蘭約三萬六千。七、計約三十三萬六千。	本表の外左の武装團體がある。憲兵約三萬四千。委任統治領民兵約一萬四千四百。諸警察約十三萬三千六百。	歐洲最強の國軍建設を企圖しあるが如くである。	本表の外空軍約二萬六千を有する。義勇軍其他の兵力左の如くである。約四十三萬。但非常勤務部隊約三萬。十八萬を含む。	本表の外警備隊約三萬。國境警備隊約三萬。警察隊約五萬。稅關監視隊約五萬六千。	

未 詳	利萬千七億二十約 (度年八三一七三九一) (算豫省軍空)	未 詳	法萬十九百 (度年七) (算豫)
未 詳	砲部陣義野 約地勇五戰 數高軍(十二大射隊 一四〇門 二五司令	二十個聯隊以上	
未 詳	右戰車數 右裝甲自動車數 約二〇〇輛 未詳	未 詳	裝甲自動車中隊 其他豫備戰車多數 約二〇

國軍軍備一覽

陸軍	海軍	空軍	豫軍
步兵	戰艦	飛機	步兵
騎兵	巡洋艦	飛艇	騎兵
砲兵	潛艇	偵察機	砲兵
工兵	水雷艦	戰鬥機	工兵
輜重	魚雷艇	轟炸機	輜重
通信	驅逐艦	教練機	通信
衛生	掃雷艦	運輸機	衛生
特務	水雷	偵察機	特務
其他	其他	其他	其他

列國新兵器整備一覽

昭和十二年末調


國名	航空		豫算	高射及砲數	戰車及機械化部隊
	飛行機	陸軍所屬飛行機數			
日本	飛行機 十聯隊	約 五〇〇中隊	未詳	二聯隊と一隊	戰車聯隊 二
蘇聯邦	飛行機 約 五〇〇中隊	外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	獨立機化部隊 約 三〇 獨立戰車大隊 約 二〇 獨立機化部隊 約 六、七〇〇輛	獨立機化部隊 約 三〇 獨立戰車大隊 約 二〇 獨立機化部隊 約 六、七〇〇輛
米國	飛行機 約 一〇〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	八聯隊 砲數 約 二〇〇門	中戰車聯隊(八中隊) 約 一七中隊 獨立戰車中隊 約 五〇〇輛 右戰車數(豫備戰車を含む) 約 五〇〇輛 裝甲自動車中隊(騎兵師團配屬) 約 二〇〇輛 其他を合し裝甲自動車數 約 二〇〇輛
英國	飛行機 約 一〇〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	八聯隊 砲數 約 二〇〇門	戰車 約 三五〇輛 右の外軍の機械化に伴ひ歩、騎兵用輕戰車相當數を有す。 裝甲自動車 約 一、二〇〇輛(推定) 印度には外に戰車三中隊裝甲自動車五中隊を有す。
佛國	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	八聯隊 砲數 約 二〇〇門	輕戰車聯隊(六中隊) 約 一〇 獨立戰車大隊 約 四 獨立戰車中隊 約 四 右戰車數 約 一、五〇〇輛 其他豫備戰車多數 約 二〇
獨逸國	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	八聯隊 砲數 約 二〇〇門	二十個聯隊以上
伊國	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	八聯隊 砲數 約 二〇〇門	野戰高射砲聯隊 五(十二大隊) 義勇軍に屬する砲司令 二五 部地高射砲 二五 砲數 約 一四〇門
波國	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	八聯隊 砲數 約 二〇〇門	未詳

國名	航空	豫算	高射及砲數	戰車及機械化部隊
波國	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	未詳
伊國	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	未詳
獨逸國	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	未詳
佛國	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	未詳
英國	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	未詳
米國	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	未詳
蘇聯邦	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	未詳
日本	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一億弗	約 一億弗	未詳

列國新兵器整備一覽

昭和十二年末調

國名	飛行機	豫算	高射砲	戰車
日本	飛行機 約 五〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	高射砲旅團・高射砲隊・高射機等各種あり	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右機械化部隊 右戰車數 約六、七〇〇輛
蘇聯	飛行機 約 五〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	高射砲旅團・高射砲隊・高射機等各種あり	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右機械化部隊 右戰車數 約六、七〇〇輛
聯邦	飛行機 約 五〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	高射砲旅團・高射砲隊・高射機等各種あり	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右機械化部隊 右戰車數 約六、七〇〇輛
英國	飛行機 約 五〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	高射砲旅團・高射砲隊・高射機等各種あり	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右機械化部隊 右戰車數 約六、七〇〇輛
美國	飛行機 約 五〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	高射砲旅團・高射砲隊・高射機等各種あり	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右機械化部隊 右戰車數 約六、七〇〇輛
佛國	飛行機 約 五〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	高射砲旅團・高射砲隊・高射機等各種あり	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右機械化部隊 右戰車數 約六、七〇〇輛
獨逸	飛行機 約 五〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	高射砲旅團・高射砲隊・高射機等各種あり	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右機械化部隊 右戰車數 約六、七〇〇輛
伊國	飛行機 約 五〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	高射砲旅團・高射砲隊・高射機等各種あり	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右機械化部隊 右戰車數 約六、七〇〇輛
約	飛行機 約 五〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	高射砲旅團・高射砲隊・高射機等各種あり	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右機械化部隊 右戰車數 約六、七〇〇輛



シ/E53

